

経営所得安定対策の見直し及び今後の農政の基本方針を踏まえた
補助金等の改革に係る最重点事項

平成25年10月24日
産業競争力会議
農業分科会
主査 新浪剛史

政府は、経営所得安定対策の見直し等について、以下の各事項について検討を行い、早急に結論を出すことが必要不可欠である。

1. 見直しにあたっての4つの基本原則

- (1) 今回新たに設立される農地中間管理機構(仮称)を活用して農地の集約化を進め、経営力のある担い手がこれを利用し、その結果として農業の生産性向上、経営規模の拡大、6次産業化も含む経営の多角化、輸出の拡大等を実現し、もって農業・農村の所得倍増を図るという今後の農政の基本方針を踏まえ、既存の経営所得安定対策に係る補助金等の施策については、ゼロベースで見直しを行う。
- (2) 特に、経営力のある担い手が、自らの責任と判断により、生産性の高い農業を営むことを阻害するような効果を生じさせている既存の補助金等を抜本的に見直すとともに、食料・農業・農村基本法第21条に定められた「効率的かつ安定的な農業経営」を実現するため、メリハリの利いた施策を講じていく。
- (3) 同時に、作物選択の自由を拡大することにより、農業の担い手の意欲と創意工夫を高め、生産の歪みを解消し、市場機能の健全な発揮を通じて農作物の需給のバランスを適正化する。
- (4) その際、産業政策としての農政と、社会政策・環境政策・国土保全政策としての農政を一括りとせず、施策ごとに、その政策目的との整合性及び施策の効果を逐次検証しながら制度設計と執行を行っていくことが必要である。

2. 農地の集積促進及び担い手の経営力向上に資する補助金等の改革

農地の集約化や農業の担い手の経営力の向上を阻害するような以下の既存の補助金等を見直す。

特に、米の生産は、巨額の国家財政の負担に支えられており、究極的には納税者である一人ひとりの国民が多大なコストを支払っている現状を抜本的に改め、国民負担を最小

化しながら、農業の生産コストを縮小し、農業の構造改革を推進する。

これにより、農業を成長産業として確立し、補助金等に依存しない農業に向けた改革の第一歩とする。

(1) 米の直接支払交付金の廃止及び今後の改革の方向性

①米については、高い国境措置(ミニマム・アクセス米を輸入することを条件に認められている778%の高関税)により輸入品と競合しておらず、販売価格と生産コストとの格差を補助金で補填する必要性はなく、むしろ、担い手の経営努力を引き出し、担い手自らが経済合理性に基づき、生産コストの削減、生産性の向上を図っていくことを促すような制度設計とする。

②このため、生産数量目標に従って米を生産する農家に10アール当たり1万5千円が支払われている現行の直接支払交付金については、農業の担い手の経営努力や経済合理性に基づく判断を大きく阻害する効果を有するものとなっていることにかんがみ、来年度から廃止する。

(2) 米価変動補填交付金の廃止及び今後の改革の方向性

①当年産の米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、生産者の抛出を伴うことなく、その差額を全額補填する米価変動補填交付金については、生産者の生産性向上や高付加価値化等の経営努力の有無にかかわらず、米価の下落分を100%国費で補填する制度となっている。これは、売れる米を作り収入を確保しようというやる気のある農家の経営努力までも阻害し、著しいモラルハザードを引き起こす極めて問題のある施策となっている。

②このため、米価変動補填交付金については、廃止することとし、激変緩和措置を講ずるとしても、平成26年産から廃止する。

③なお、経営をしっかりと行う、農業及びその関連所得を主たる所得とする農家(以下、「農業経営者」という。)の経営安定化の観点から、一定程度、農業収入の過度の変動に備えることが必要と認められる場合には、現状の全額国庫負担の補助金等ではなく、相応の農家負担を求めることや、対象者を農業経営者に限る等、改革の趣旨に沿った制度設計を行う。

④また、上記③の場合においても、日本再興戦略で決定されたKPIである米の生産コストを60Kg当たり1万6千円から4割削減するという目標に基づき、当該政策目標と確実に整合性のとれた措置を講ずる。

(3) 主食用米の生産数量目標の廃止

- ①米の生産数量については、現在、国が生産数量目標を都道府県ごとに設定し、生産調整を行っている。また、経営所得安定対策をはじめ各種補助金等についても、生産数量目標への参加を交付の要件としている。
- ②そもそも生産数量目標自体が、農業の担い手の自由な経営判断や市場戦略を採っていくことを著しく阻害し、意欲のある農業経営者の効率的な生産を大きく妨げる原因となっている。
- ③農業経営者の生産性向上と高付加価値化・製品差別化等に向けた経営努力を促し、農業の産業としての競争力を強化する観点から、生産調整を中期的に廃止していく方針を明確化する。このため、農地中間管理機構(仮称)の農地集約化に係る実績評価を3年後に実施することを踏まえ、農地の集約化が実質的に進展するよう、平成28年度には、生産数量目標の配分を廃止し、生産調整を行わないこととする。
- ④なお、市場機能の健全な発揮を通じて農作物の需給のバランスを適正化するという原則に基づき、仮に過剰米が生じるような場合があっても、政府が市場に直接介入することはあってはならない。

(4) 水田活用の直接支払交付金(麦、大豆、飼料作物、そば等)の見直し

水田における主食用米以外の作付け(転作)を行う農家に対して、主食用米の生産で得られる所得水準を確保する目的で措置されている水田活用の直接支払交付金については、生産数量目標の見直しにあわせて、より本格的な生産性向上を目的とした措置として交付方法や単価を見直す。その際、作物選択の自由の原則の下、農業経営者の攻めの経営を支援する観点から、経営の大規模化によるコスト削減や、市場において消費者やユーザー企業がより評価するような付加価値の高い農作物の生産を後押しするという視点で見直す。

(5) 農業の生産性向上及び農業経営の効率化・安定化を促す支援措置の検討

- ①農業の生産性を向上させるとともに、意欲があり自らリスクをとる農業経営者の経営の効率化・安定化や6次産業化、成長輸出産業化を支援していくことが、農業が産業として自立的に発展していくために極めて効果的である。
- ②このため、上記補助金等の見直しと同時に、農地の集約化及び農業経営の大規模化を促進・加速化するための予算措置や、農産物の品質向上及び農作物の単収増を図るための技術開発や環境整備、6次産業化や日本の農産物の輸出促進(食に関連する産業間の連携強化策、高品質で安全・安心に根差したジャパン・ブランドの確立支援策、アジア等におけるコールドチェーンの構築支援等日本の食に関連する産業の強みを活かした新たな市場開拓を支援する施策等)に資する予算措置その他の支援策に

ついて検討を行う。

③なお、現行の措置の見直し等に伴う予期せざる影響に対応するため、農業収入の過大な変動に備える施策を講じる必要があると認められる場合には、農業経営者のみを対象として支給する(青色申告書等により所得の内容を確認)とともに、日本再興戦略のKPIである米の生産コストを60Kg当たり1万6千円から4割削減するという目標に基づき、自らの経営努力等により必要な生産コストを引き下げた農業経営者に限って補助金を交付する等、日本再興戦略において決定された政策目標と確実に整合性のとれた措置を講ずる。また、補助金の単価を削減した上で、期限を区切って支給する等、農業経営者の生産コストの削減や経営努力を促すようなインセンティブを伴った制度設計とする。

④経営所得安定対策の見直しに伴う補助金等の全般的な見直しに当たっては、上記2.の趣旨にかんがみ、農業の構造改革のための施策との整合性を図りつつ、以下の点を踏まえ、制度設計を行う。

- ・農地の集約化等の構造改革を阻害するものではなく、後押しするものであること。
- ・国民から見て、講じられた施策の効果が客観的に把握できるものであること。
- ・農業生産資源の保全等の観点から、最も効率的・効果的な仕組みとし、国民負担を最小化するものであること。

3. その他

①経営所得安定対策に係る補助金等の見直しとともに、農地情報の一元化と全国的データベースの整備、一定期間の転用禁止規制等のゾーニング規制及び農地利用状況の監視の厳格化、目的外利用地や耕作放棄地の保有コストの適正化等、他の関連施策についても、相互の整合性を確保しながら、農業の構造改革を推進する。

②人・農地プランを補助金交付等の要件としているものがあるところ、農地集約化のために農地中間管理機構(仮称)が設立されることに伴い、補助金の交付要件等としないこととする。

以 上